

令和4年6月

各 市区町村 医療安全担当部局 御中

一般社団法人 日本医療安全調査機構
(医療事故調査・支援センター)

医療事故調査制度の周知依頼について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当機構は、医療法第6条の15の規定に基づき、平成27年8月に厚生労働大臣から「医療事故調査・支援センター」としての指定を受け、同年10月から開始された「医療事故調査制度」について、同法第6条の16に規定されている業務を行っております。

これまで、貴自治体には制度紹介の「ポスター」の掲示や「リーフレット」の配布など、本制度の普及・啓発に幅広いご協力をいただいております。改めて衷心より御礼申し上げます。

ご承知のとおり、本制度の目的は、医療法で定める医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、当センターにおいて、その調査報告を収集し整理・分析することで、医療事故の再発防止につなげるという、医療の安全を確保することにあります。

当センターにおきまして、制度開始以来、本制度の周知について専心努力しているところですが、更なる普及・啓発が必要と考えているところでございます。

つきましては、別紙1「予期しない死亡の原因を調査し、再発防止を図る制度とは？～医療事故調査制度～」について、貴自治体ホームページに掲載を賜りたく、何卒ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

また、別紙2のとおり、「医療事故調査制度の普及・啓発に関する協力依頼について」(平成30年6月8日厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 事務連絡)が発出されておりますので、ご参照いただければ幸甚に存じます。

貴ホームページに掲載いただける場合は、別紙3「ホームページ掲載の手順」の通りお手続きいただけますようお願いいたします。

末筆ながら、皆様の益々のご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます。

敬具

《連絡先》

一般社団法人日本医療安全調査機構

総務部 足立/平井

電話：03-5401-3021

email：soumu.anzen@medsafe.or.jp